

て、空しく飲料を経過せば、我々酒造業者は、擧げて倒産の非運に沈没するの外有之回数、日夜首を煩ひ種々協議の結果、海外に向ひ大に販路を求めたき希望に有之候、右は獨當業人に於て表達況の策たるのみならず、此結果して盛行せば、幾オカ御國益とも相成可申候、實は海運主便の今日に當り、日本酒類に限り未だ輸出の道大に開けざるは、必ずしも海外諸邦人の嗜好に適せざる儀にも無之、又必ず營業人の選択に乏しき儀にも無之、全く海外輸出清酒に對する道有税免除の成規相應はらざるに原因致し候様と相信じ候、現に數年前より朝鮮及上海或は浦賀斯埠等へも少々輸出致し候もの有之候處、販路致て得難しこ申す譯には無之、唯御免稅無之に代價額に相合し、利潤を得能はざるより、未だ盛に輸出の速に主らざる儀に有之候、就ては此際海外に輸出するものに限り、造酒税御免除相成候様其筋へ御票請板成下度、右に付帳出方法等種々謀定候處、歐米諸國は道途遼遠、殊に人種氣候も同じからず、隨て飲食の嗜好も大に異れば、姑く之を括き、彼の支那・朝鮮の如きは、一葦帶水北隣の國にして、人種氣候も亦略乎我國と異なく、飲食の嗜好亦稍々相似たる點なきに非ず、代價低廉に候はゞ、此方面に於ては必ず販路相開け可申候故候、因て試に本半より彼の兩國に輸出し、漸次發送を挽回し、本業の發達を企圖し、往々國益共増候様致度、何幸而此の趣御洞榮の上、格別の御詮議を以て製造税則に準じ、輸出日本酒類に對し造酒税御免除相成候様御取計被成下度、此段奉願候。」

さ見ゆ、而して當時海外に輸出する清酒は、合計六十五石五斗二升六合にして、其六十二石は浦賀斯埠、其一石二斗三升二合は朝鮮、其四十五升は本國粵、其八斗六升四合は英國に輸出せるものなり。但し英國に輸出せるものは、居留英人の手を經たり。

即ち當時の文書に、

「英國へ見本として、清酒輸出の儀、御問合の趣、左に御答申上候、右酒家は、當地御子村嘉納氏にして、酒名は正宗印に有之候、且樽御物は木香を有し不外の由にて、未だ木香を有せざるものと考へて候べし。」

然れども五郷の輸出は、未だ甚だきに至らざりき。

來國桑港に輸出せる原は、桑港に在住する和歌山縣人、堂本學之進より横濱開通社戸支店を經て、菊正宗を注文せしに因る、時に明治十八年にして爾後度々注文ありしかば、後には開通社を経ずして直に輸送せり。又三十年の頃在住する伊勢の伊藤常三郎よりも清酒二十樽ミ、塗詰十個許り注文し來りしかば、直に之に應ぜり。又櫻正宗は二十八年同氏の注文に依り、塗詰四打入十四箱を輸送せり。

然れども其引を續續せしに、明治三十六年の頃在本と駒田と聯合して

柔港に於て清酒輸入會社を組織したれば、其後は同會社と取引をなせり

之等海外取引高は、明治三十四年に於て總計八千六百十三石、同三十六

年に於て八千五百九十七石を算するに至れり。

而して明治四十二年度以降、大正七酒造年度に至る間の趨勢を示せば、正に次表の如し。

潤滑酒外國輸出石高比較表

| 國名 | 明治四十二年 | 大正元年 | 同四年 | 同七年 |
|------|--------|--------|-------|-------|
| 支那 | 二、〇四 | 一、四、八六 | 三、四六 | 一、九、七 |
| 馬來半島 | 一、一、一 | 一、一、一 | 一、一、一 | 一、一、一 |
| 比律者 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 |
| 布娃 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 |
| 洲洋 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 |
| 南洋 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 |
| 其他東洋 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 | 一、九、九 |
| 合計 | 六、一、九 | 六、一、九 | 六、一、九 | 六、一、九 |

六（浦賀）二、六四

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一定し、製品に階級を設け、粗製過量の弊を防がんがほに検査を慎重にして、以て品質の改良、取扱の擴張に努む。

業組合聯合大會を開催し、互に意志の疎通を図り、本業發展上に貢献せり。
越て同三十三年七月法律第五十五號重要物産同業組合法に依りて新に組合を組織せんこし、翌二十四年五月二十九日之が出願をなし、同年十一月四日設立認可を得たり。是即ち今の神戸市武庫郡を地區とする攝州瀬素麴製造同業組合にして、事務所を魚崎町字新道に置けり。
同二十八年米國セントルイスに萬國博覽會の開催せらるゝや、製品を出品せんこし、縣廳に文渉せしも、出品要目に無きを以て容れられざりき。
是に於て、斯業の重鎮松田新七(本山村の人)自ら上京して、直接農商務省に陳情する所あり、遂に出品することを得たり。
然るに本組合には、之に應ずるの費用をなかりしを以て、上申を得ず本組合

斯は私費を以て之を支拂したり。斯て全國にて、七名の渡航委員は任命せられ、松田新七亦その一人として渡航せしが、博覽會は氏を萬國素麺審査委員に嘱託せり。出品は審査の結果、手工製品としては、他國産に比して優良なりとの名を博し、金牌を受領するを得たり。

本組合の製品は、斯の如く優良にして、其聲價は内外共に認むる所となりしも、時勢の趨向は斯業の發展を許さざるに至れり。抑々本組合の舊時に於ける生産額は、年々優に五百自箱二十有餘萬箇、即ち百萬貫以上に達せしが、漸次減少して、現今にては漸く六萬箇即ち三十萬貫内外となり。明治四十年頃より機械に依りて製麺せらるゝに至りしも、品質劣悪にして、手工製品の比にあらず、到底顏勢を挽回すること能はざるが如し。

斯の如く製麺業の衰頽するは、其因由如何に云ふに、大なるもの一二業は性質上比較的底面を要し、且季節に於ける作業なるを以て、

第二項 主要なる生産地

れすぐ難、四十二年に於ては約三倍、大正三年に於ては約二倍、同八年に於ては約四倍半に増加せり。即ち本郡工業は、各種生業中、最も前途あるものと稱すべきなり。

本部工所物の主要なるものにつき、其生産地を列記すべし。

四
八

其經營上入なる打撃を蒙りたるに、一般勞組の暴騰及夜間就業の必要は職工の供給難を來して、相待て益々生産費を不廉ならしめたる是なり。されば本郡に於ける製麵業は、漸次に衰弱し、遂に全く其跡を絶つの期なきを保せず。是亦時勢の趣く所、實に止むを得ざる現象なり。

現 狀　現今本組合員三十七名あり。生産額最も大なるは本庄村にして、大正三年に於ては、價額三萬七千餘圓に達し、之に亞ぐは魚崎町にして二萬餘圓を越す。本庄村之に次ぎて一萬餘圓を產したり。而して精道村の六千餘圓、西郷町の一千二百餘圓之に亞ぐ。其他西宮町、六甲村等多少の產出無きに非ざれども、其價格皆一千圓に満たず。

今、明治三十七年以降、毎五四年に於ける生産數量及價格を表記し、其増減を對比する時は次の如し。

| 價 格 量 | 明 治 三 十七 年 | 同 | 四 十 二 年 | 大 正 三 年 | 同 | 八 年 |
|------------------|------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|
| 一七、六 九、三 五 | 一七、六 九、三 五 | 一七、六 九、三 五 | 一四、六 八 | 一七、九 二 | 一五、一 七 | 一五、七 四 |
| | 一七、六 九、三 五 | 一七、六 九、三 五 | 一四、六 八 | 一七、九 二 | 一五、一 七 | 一五、七 四 |
| | 一七、六 九、三 五 | 一七、六 九、三 五 | 一四、六 八 | 一七、九 二 | 一五、一 七 | 一五、七 四 |
| | 一七、六 九、三 五 | 一七、六 九、三 五 | 一四、六 八 | 一七、九 二 | 一五、一 七 | 一五、七 四 |

第六節 其他の工業

本邦工産物の主要なるものにつき、明治三十七年以降、五箇年毎に於ける、其生産高及價格を表記する二つの図し。

是を觀るに、明治四十二年に於ける生産額の大なる増加を示せるは、一時的現象にして、即ち前年の持越比較的多かりしが、原料の購入好都合なりしこ、且つ此間器械製造を始めたる者あるに依る。然れども唯一時的の増加なることを前述の如くにして、斯業發展の趨勢を示せるものに非ず。果然大正三年及昭和八年に於ては、大減少を現せるを見る。是自然の勢なるべきか。